

福島工業高等専門学校研究紀要査読要領

(平成5年6月10日)

(校長 裁定)

(最終改正 令和4年7月5日)

(査読者)

- 1 投稿論文の査読を行うため、研究紀要編集委員会（以下「委員会」という。）は、本校教員から1論文につき2名以上の査読者を選定する。
- 2 委員会が必要と認めた場合は、本校以外の高等教育機関の教員等を査読者として選定することができる。
- 3 査読者は、委員会委員長（以下「委員長」という。）が委嘱する。
- 4 査読者名は、委員会及び校長以外には匿名扱いとする。

(査読)

- 5 査読者は、当該論文を受領した日から3週間以内に査読を完了し、当該論文に別紙「査読結果報告書」を添え、総務課総務企画係を経て委員長に提出する。

(評価項目)

- 6 査読は、原則として「新規性 (originality)」、「信頼性 (reliability)」、「有効性 (significance)」及び内容が理解できるように書かれているかという「了解性 (clarity)」の4つの評価項目に対して評価する。また、4つの評価項目以外に、特に優れた点があると判断した場合は、「その他」欄にその内容を記載する。なお、評価項目の詳細は、別紙「福島工業高等専門学校研究紀要査読評価項目詳細」にまとめである。

(委員会への報告)

- 7 査読者は、論文の内容に二重投稿、捏造、改ざん、盗用などの研究倫理に反する不正行為や不適切な行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。

(投稿者への照会)

- 8 査読者は、投稿者への照会が必要と判断した場合は、照会内容を明記し総務課総務企画係を経て委員長に提出する。委員長は、速やかに投稿者に照会し、投稿者からの回答内容を当該査読者に連絡する。ただし、大幅な書き直しの要求は時間的問題から行わない。
- 9 査読者が投稿者と直接連絡をとることは、厳禁とする。

(査読者の判定)

- 10 査読者は、当該論文の判定にあたっては、「掲載可」、「条件付き掲載可」、「掲載不可」のいずれかを選択する。なお、「掲載不可」と判定した場合は、必ずその理由を理由欄から選ぶとともに、具体的な内容を判定理由欄にわかりやすく簡潔に記述する。

(掲載可否決定方法)

- 1 1 論文の掲載可否は、査読者の評価及び判定を踏まえて、委員会で審議のうえ決定する。ただし、公序良俗に反する、私的な興味による色彩がきわめて強い、など「福島工業高等専門学校研究紀要」(以下「研究紀要」という。)にふさわしくないと判断される内容の場合には、査読を経ずに却下することができる。なお、掲載可否の結果については、委員長より校長に報告し、了承を得る。

(掲載可否の決定通知)

- 1 2 掲載可否の結果は、投稿者へ文書で通知する。ただし、掲載否の通知に係る文書には、掲載否とした理由を付記する。

(投稿者からの異議申立て)

- 1 3 投稿者が掲載否の理由が不当であると判断した場合は、1回に限り異議申立てを行うことができる。異議申立ては、申立ての理由を明記した文書(様式は任意)を提出する。なお、異議申立てを行うことができる期間は、投稿者に通知が届いた日以後1月以内とする。
- 1 4 査読者は、査読において掲載不可と判定した論文の投稿者から異議申立書の提出があった場合は、速やかにその内容を検討し、意見を明記した文書を、総務課総務企画係を経て委員長に提出しなければならない。
- 1 5 前項の文書には、異議内容を踏まえた再査読の結果等からの再評価を記載する。

(異議の取扱い)

- 1 6 異議申立てに対しては、委員会が検討し、再査読等が必要な場合はこれを行う。委員会での審議のうえ異議申立てのあった論文の掲載可否を決定する。掲載可否の結果については、委員長より校長に報告し、了承を得る。また、再審議の結果は投稿者へ文書で通知する。なお、再審議の結果、掲載可と決定した論文は、次号以降の研究紀要に掲載する。

(厳守事項)

- 1 7 査読者は、査読の依頼を受けた事実、査読論文の内容及び査読結果については、掲載否となった論文を含め、研究紀要発行後も一切口外してはならない。

(細目)

- 1 8 この要領に定めるもののほか、必要な細目は、委員会が定める。

附 則

この要領は、平成5年6月10日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月28日校長裁定)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月2日校長裁定)

この要領は、令和元年7月2日から施行する。

附 則(令和4年7月5日校長裁定)

この要領は、令和4年7月5日から施行する。

福島工業高等専門学校研究紀要査読評価項目詳細

「新規性 (originality)」、「信頼性 (reliability)」、「有効性 (significance)」、「了解性 (clarity)」のそれぞれに例示した評価項目を踏まえて、査読した論文が「新規性 (originality)」、「信頼性 (reliability)」、「有効性 (significance)」、「了解性 (clarity)」のそれぞれを満たしているかどうかを評価する。

「新規性 (originality)」

内容が公知、既発表または既知のことから容易には導き得るものでないこと。

例として、以下に示すような事項が含まれている場合に、「新規性」があると評価される。

- ・ 主題、内容、手法に客観的な創意が認められる。
- ・ 学界や社会に新しい重要な問題を提起している。
- ・ 新たな現象の解明に貢献している。
- ・ 技術者もしくはビジネスパーソンの教育・人材の育成に新たな貢献をしている。
- ・ 時宜を得た主題について総合的に整理し、新しい知見と見解を提示している。

「信頼性 (reliability)」

内容に重大な誤りがなく、また読者から見て信用のおけるものであること。

例として、次のような点について留意して客観的に評価する。

- ・ 過去の関連文献がもれなく引用されており、それらの出典が適切に明示している。
- ・ 従来の研究成果との比較や評価がされており、適正な結論が導かれている。
- ・ 論文中（本文、図、表）で示されたデータ・資料・史料（実験結果、分析結果、調査結果など）について、それらの入手方法（実験方法、分析方法、調査方法、出所・出典）が、論文内で明示している。
- ・ 第三者が研究を再現したり検証・評価したりするために必要な情報を論文中で明示している。
- ・ 論文中（本文、図、表）で示されたデータ・資料・史料やそれらの入手方法について疑義がない。

「有効性 (significance)」

内容が学術上、工学上、実務上、その他実用上何らかの意味で価値があること。

内容が何らかの形で他分野の研究や実務に取り入れる価値があること。

例として、以下に示すような事項が含まれている場合に、「有効性」があると評価される。

- ・ 主題、内容が時宜を得て有用である、もしくは、有用な問題提起を行っている。
- ・ 研究の成果の有用性が大きい。
- ・ 研究の成果は有用な情報を与えている。
- ・ 当該分野での研究のすぐれた体系化をはかり、将来の展望を与えている。
- ・ 研究の成果は実務にとり入れられる価値を持っている。
- ・ 今後の実験、調査等にとり入れる価値がある。
- ・ 実験、実測のデータで研究、実務等の参考として寄与する。
- ・ 教育企画・人材育成上への取り組みに対する有用な成果を含んでいる。
- ・ 研究の成果の他分野での応用性、発展性が大きい。

- ・ 研究の成果は他分野にも有用な情報を与えている。
- ・ 研究の成果は他分野で実務にとり入れられる価値を持っている。
- ・ 他分野での教育企画・人材育成上への取り組みにとり入れられる価値を持っている。

「了解性（clarity）」

内容が読者に理解できるように簡潔、明瞭、かつ、平易に記述されていること。

例として、次のような点について留意して評価する。

- ・ 論文は、「福島工業高等専門学校研究紀要執筆要領」に従って作成されている。
- ・ 論文は、それだけで独立した完結したものになっている。
- ・ 行った研究の正確な説明とその意味の客観的な議論を提示している。
- ・ 本質に関係のないことは省き、簡明に表現されている。
- ・ 内容、記述について十分な推敲がなされている。
- ・ 図・表等がわかりやすく作られている。
- ・ 図・表等の数が適切である。
- ・ 全体の構成が適切であり、目的と結果が明確である。
- ・ 既往の研究との関連性が明確である。
- ・ 論文の前提となる仮定や条件の妥当性について十分検討され、一般性がある。
- ・ 論証の過程が示されており、論旨に明白な誤りがなく、説明にも飛躍がない。
- ・ 適正な結論が導かれている。
- ・ 論文の内容に「新規性」、「信頼性」、「有効性」があることが明確に表現されている。

福島工業高等専門学校研究紀要 掲載不可判定理由一覧

掲載不可と判定した場合には、下記の理由から選択するか、もしくは理由を記載する

1. 過誤がある。

- ① 理論または考えのプロセスに客観的・本質的な誤りがある。
原稿の根幹に重大な誤りがある。
- ② 計算・データ整理に誤りがある。
- ③ 都合のよいデータ・文献のみを利用して議論が進められ、明らかに公正でない記述により論文が構成されている。
- ④ 修正を要する根本的な指摘事項を多く含んでいる。

2. 投稿に不適な原稿である

- ① 明らかに既発表とみなされる。
- ② 独立した論文、報告と認めがたい。
- ③ 他人の研究成果を、あたかも本人の成果のごとく記述して論文の基本が構成されている。

3. 論文の水準が低い

- ① 通説が述べられているだけで新しい知見がまったくない。
- ② 多少の有用な資料は含んでいても論文にするほどの価値は見られない。
- ③ 論文にするには明らかに研究・技術的検討等がある段階まで進展していない。
- ④ 着想が悪く、当然の結果しか得られていない。
- ⑤ 研究内容が単に他の分野で行われている方法の模倣で、意義を持たない。

4. 内容全体に問題がある

- ① 極めて偏った先入観にとらわれており、原稿全体が独断的に記述されている。
- ② 理論的または実証的な論文、あるいは事実に基づいた報告でなく、単なる主観が述べられているに過ぎない。
- ③ 私的な興味による色彩がきわめて強く、研究紀要に掲載するには問題が多い。
- ④ 高等教育機関（高等専門学校）としての目的・責務に一致していない。